

募集

権利擁護センター

生活支援員（登録型）

1 応募資格

江東区在住で、社会貢献として高齢者・障害者の権利擁護支援を志す概ね69歳未満の方。
※社会福祉士等の資格や高齢者・障害者福祉に関する実務経験（ボランティア含む）があれば活かします。

2 業務内容

日常生活自立支援事業 生活支援員

生活支援員は、センターと利用者との契約に基づき、次の職務を行う。

- (1) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務
- (2) 専門員が行う状況把握等についての補助的業務

3 勤務形態等

支援員の勤務場所、勤務時間、勤務日数等の勤務形態については、担当する利用者の支援計画にもとづき、毎月各人ごとに決定する。（平日9:00～17:00の間。）

勤務は、原則として自宅からセンターに寄り、利用者宅へ訪問し、終了後センターへ報告するものとする。

4 報酬

- ・1時間1,341円（1時間を超えた場合は0.5時間までごとに加算）
- ・支援員の自宅を出てから、支援終了後、自宅へ戻るまでの合理的な交通費
職務上の研修、連絡会等に要した交通費

5 登録期間

令和8年3月末 ※毎年度末に継続の確認をする。

6 応募方法

応募説明会受講（必須）後に履歴書『指定用紙』を提出する。

※応募説明会の日程を個別に調整させていただきますので、お問合わせください。

7 選考方法

履歴書及び面接により決定する。

【応募および問合せ先】社会福祉法人江東区社会福祉協議会

権利擁護センター「あんしん江東」

江東区東陽6-2-17

TEL 03-3647-1710

※日常生活自立支援事業とは

- ・福祉のサービスを利用したいが、よくわからない。
- ・最近、通帳のしまい場所をすぐ忘れてしまう。
- ・家賃や電気・ガス利用料の支払いを忘れる。
- ・年金や手当の書類の書き方がよくわからない。

など、生活でお困りの方をお手伝いします。